



サポート協会のオールインワン 相続支援

十二年の歴史を持つ身元保証法人



☎ 0120-196-119



相続前の財産整理、遺言書作成から相続執行まで。
すべての段階に適応可能な相続支援サービスです。

相続にはいくつかの準備が必要です。
余裕をもって専門家に依頼しておくとう安心です。

オールインワン相続支援サービスはすべて射程内です。
煩雑な手続きをすべて当協会が執り行います。



当協会の相続支援の射程

相続前	お亡くなりになった時	相続時
<ul style="list-style-type: none"> ・お墓の購入 ・不動産残置物処理 ・所有不動産の売却 ・相続財産目録の作成 ・弁護士等の手配 ・貸金庫等の解放 ・遺言書の作成支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・葬儀社の手配 ・死亡届の提出 ・納骨の手配(お墓) ・長寿医療制度・介護保険の返却 ・年金関係の停止・変更 ・施設利用料、病院等の清算 ・相続財産の確定 	<ul style="list-style-type: none"> ・自筆遺言の場合の検認支援 ・相続人の探索 ・戸籍謄本の取得 ・相続人への通知 ・相続の執行手続き ・相続拒否の場合の供託 ・希望団体への寄付代行

※すべての手続きを一括で委託でき柔軟な対応が可能

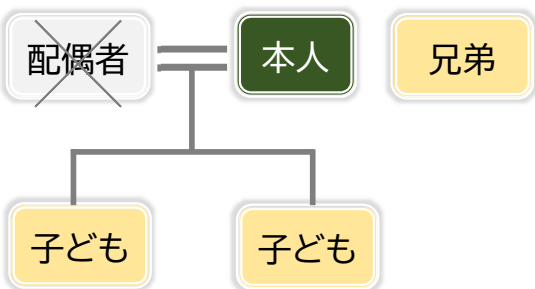
銀行等の遺言信託の射程

相続前	お亡くなりになった時	相続時
<ul style="list-style-type: none"> ・お墓の購入 ・不動産残置物処理 ・所有不動産の売却 ・相続財産目録の作成 ・弁護士等の手配 ・貸金庫等の解放 ・遺言書の作成支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・葬儀社の手配 ・死亡届の提出 ・納骨の手配(お墓) ・長寿医療制度・介護保険の返却 ・年金関係の停止・変更 ・施設利用料、病院等の清算 ・相続財産の確定 	<ul style="list-style-type: none"> ・自筆遺言の場合の検認支援 ・相続人の探索 ・戸籍謄本の取得 ・相続人への通知 ・相続の執行手続き ・相続拒否の場合の供託 ・希望団体への寄付代行

※不動産の売却手続きや死後事務の範囲が限定的

身元保証サービス時の相続パターン（代表的な例）をいくつかご紹介いたします。

ケース 1 子どもがいる場合



配偶者とは既に死別。子どもとは別に暮らしをしており、相続については整理した状態でなければ受け取ってもらえないことが予想される。

法定相続の割合

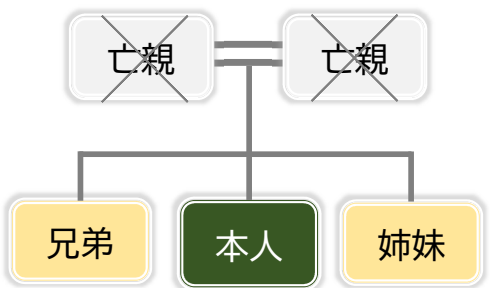
相続人	法定相続分 (遺留分)
子ども	1/1
兄弟姉妹	0/0 (遺留分無し)

※子どもが複数の場合は等分されます。
 ※兄弟姉妹は法定相続人になりません。
 ※子が亡くなっていた場合は孫が代襲相続します。

このケースでやるべきこと

- 相続人が採めないように前もって不動産などは売買処理しておく。
- 子どもの居所が定かではない場合は、弁護士特権を使って、居所を確定させておく。
- 公正証書遺言ないしは自筆遺言書を作成して、子どもどうしの相続争いを防止する。
- 相続が発生する前に、相続について弁護士を通じて通知し、相続の意思を確認しておく。
- 相続と合わせて、お墓のことなどその他気になることがあれば子どもに伝えておく。

ケース 2 子どもがいない、親もいない、兄弟姉妹がいる場合



親とは既に死別しており、配偶者や子どもはおらず、兄弟姉妹はいるという場合。お世話をしてくれた兄弟姉妹にどのように分配していくかを決めおく必要がある。

法定相続の割合

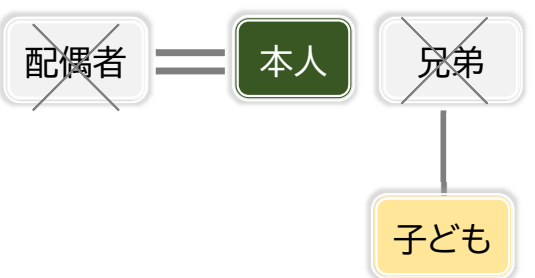
相続人	法定相続分 (遺留分)
兄弟姉妹	1/1 (遺留分無し)

※遺言書がなければ兄弟姉妹で等分されます。
 ※兄弟姉妹が亡くなっていればその子が代襲します。
 ※遺言書で特定の人を選ぶ場合、他の兄弟姉妹に遺留分は発生しません。

このケースでやるべきこと

- 不動産などの財産の処分しておく。
- 貸金庫等、銀行のアクションが必要な場合は前もって解除しておくほうが望ましい。(相続人全員の同意が必要であり、開錠が非常に難しいため)
- なるべく自筆遺言ではなく公正証書遺言書を作成しておく。証人2名には当協会の従業員可能。
- 兄弟姉妹の居所が不明である場合、戸籍謄本等を取付し、居所を明らかにしておく。
- お墓の引継ぎをしてもらいたい場合は、相続の条件としておく必要がある。そうでなければ永代供養。

ケース 3 配偶者が亡くなり、姪・甥がいる場合



夫婦間で子がおらず、最終的な相続人は姪・甥にしたいという場合、配偶者の片方両方が亡くなったタイミングのいずれの場合も相続の仕方を決定しておく必要がある。

法定相続の割合

相続人	法定相続分 (遺留分)
配偶者	$\frac{3}{4}$ 遺留分1/2
兄弟姉妹	1/4 (遺留分無し)

このケースでやるべきこと

- 不動産等の固定的な財産を金銭に変えておく。
- 夫婦ふたりとも遺言書を作成しておく。
- 遺言書の内容としては基本的には互いの配偶者に全額相続させるというのが望ましい。
- 遺言信託等も利用できるなら利用してもよいが、この場合も手続きにかかる期間等を弁護士によって監督させたほうがよい。
- 甥・姪に対する相続の意思の確認。そのほかの兄弟に通知は必要ないが、遺言書の内容次第になる。

相続の問題。解決事例集

case

娘と絶縁状態にある被相続人がそれでも相続してもらいたいと生前整理をし公正証書遺言を作成した事例。

Yさん

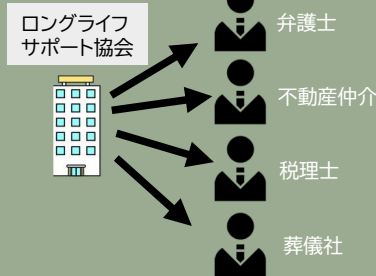


過去にはいろいろあったけど娘に遺産を受け取ってほしい

Yさんには過去に絶縁した娘さんがひとりいました。ご本人の遺産は貯金とお家でしたが、不動産のままでは受け取ってもらえる見込みはほとんどありません。そこで、生前に不動産を整理、公正証書遺言の作成を支援し、亡くなった後に受け取ってもらえるよう準備を整えました。Yさんの死後、無事遺産は受け取ってもらえ、依頼は達成されました。

信頼できる専門家・業者と提携

- 相続人の居場所の特定
- 不動産残置物の処理
- 不動産残置物の売却
- 公証人の手配・証人の手配
- 遺言書の執行人となる



case

兄弟が15人も！ 相続関係で絶対に揉めないようにしたいと利用者さんから相談を受け、相続関係を整理した事例。

Sさん

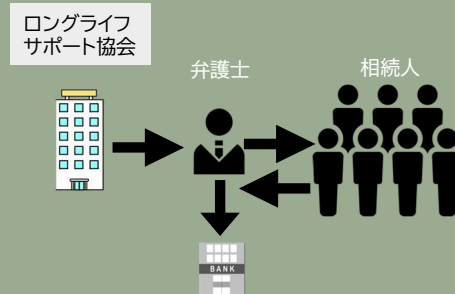


親も子もないから兄弟が相続人。しかし、兄弟が多すぎて把握が……

Sさんは親が既に亡くなり、子もおらず、相続人は兄弟姉妹だけでした。しかし、昔ながらの家庭なのか兄弟姉妹と代襲相続した兄弟姉妹の子を合わせると、なんと15人も相続人がいたのです。こうなると相続を主導する人がいなければ、貸金庫ひとつ開けるのも難しくなりがちです。最終的に弁護士主導で、貸金庫を開放し、すべての財産を金銭に変えて、相続を終わらせることができました。

相続人の意思を確定させる必要

- 戸籍謄本の収集
- 相続人の確定
- 相続人の意思の確認
- 貸金庫解約の手続き
- 相続執行手続き



相続支援フローチャート

相続前	➡ 契約締結から2～4カ月				相続	➡ 相続開始から3～6か月							
相続支援契約締結	財産整理関係			遺言書	相続	葬儀・納骨・清算業務			相続関係手続き				
当協会との契約	弁護士等との契約(署名代行可能)	不動産残置物処理・財産目録作成	不動産鑑定・売買	貸金庫・定期預金等解約	遺言書の作成支援	相続の開始	葬儀社の手配(散骨等選択可能)	納骨の手配(お墓の代理購入も可)	清算業務(施設利用料等)	遺言書の検認(自筆遺言証書のとき)	相続人の探索・確定(戸籍謄本取得)	相続人への通知(相続放棄等を確認)	遺言執行/遺産分割協議書の作成

料金表

相続支援

弁護士の一般的な報酬額に基づき相続価格に応じて

報酬	300万円以下	30万円
	300万円超～3千万円以下	相続財産の2% + 24万円
	3千万円超～3億円以下	相続財産の1% + 54万円
	3億円超	相続財産の0.5% + 204万円

- 故人の出生～死亡までの戸籍謄本の収集
- 相続関係説明図の作成
- 相続人の居所探索
- 相続人の確定
- 相続人の意思を調査
- 貸金庫等の解放など財産整理
- 自筆証書遺言・公正証書遺言の作成アドバイス
- 不動産の相続登記
- 預貯金の払い戻し
- 納骨(永代供養)の支援
- 相続の弁護士による監督
- 自筆遺言証書の保管・検認

※他にも必要に応じて行います。

不動産売買

宅地建物取引業法に基づく仲介報酬額

報酬 譲渡価格の3% + 6万円

- ※売却価格の見積は無料。
- ※売却先についての選定・探索も含まれます。
- ※仲介業者に支払う報酬額も上記の中に含まれます。

残置物処理・清掃

一般的な相場に基づき決定されます

報酬 45,000円～

- ※残置物の量あたりによって値段が上下します。
- ※清掃の程度によって値段が上下します。
- ※一般的に不動産売却に必要な程度まで残置物を処理します。